

給付一時金

# 名市大生 スタート支援奨学金

経済的理由により修学に困難がある学生を支援するため、平成30年度から給付型奨学金制度「名市大生スタート支援奨学金」を開始しました。

この奨学金は、寄附金(名市大生みらい応援基金)を財源としており、多くの方の支えによって成り立っています。この奨学金により、一人でも多くの方の学生生活が向上できるよう支援します。

1 対象者	<p>本学に在学する学部1年生(令和6(2024)年度入学者)のうち、住民税非課税世帯に属する者</p> <p>※住民税非課税世帯とは、生計維持者(父母及び父母に代わって家計を支える者)の令和5(2023)年度の住民税が非課税(市町村民税所得割額が0円以上100円未満)である世帯をいいます。高等教育の修学支援制度の第I区分(満額支援)に該当している場合は住民税非課税世帯とみなします。</p> <p>※留学生(在留資格が「留学」である者)、生計維持者が海外に在住しており日本国内に住民票がなく非課税となっている者は「対象外」です。</p>
2 支給額	1人あたり5万円
3 支給方法	本人名義の口座に振込(5月中旬以降予定) ※申請時期によります
4 申請期間	令和6年4月1日(月)～5月8日(水)必着 ※受付時間8:45～17:15(厳守)
5 申請書類	<p>①申請書</p> <p>②口座振込依頼書(必ず学生本人名義の口座を登録する) ※振込先口座の通帳等コピー(金融機関名・支店名・口座番号記載のページ)を添付</p> <p>③住民票の写し(生計維持者2名(両親)分) ・3ヵ月以内に発行された最新のもので「続柄」の記載があるもの(マイナンバー記載は不可) ・「世帯全員分」に生計維持者2名分の記載があれば1通で可</p> <p>④生計維持者(両親分)の令和5(2023)年度「住民税(非)課税証明書」 ・申請日現在で入手可能な最新のもの(3ヵ月以内に発行された最新の内容のもの) ・<u>税額及び扶養人数の記載があるもの(税額・扶養人数の表示が****となっているもの及びマイナンバー記載は不可)</u></p> <p>⑤生計維持者(両親)の一方がいないことを証明する公的書類 ・③④について両親分とも提出する者は不要 ・戸籍謄本(抄本)、離婚調停中の証明書、DV被害者の支援措置等の証明書など</p> <p>※①②の様式は、本学WEBサイトで入手してください。 <a href="https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/kyufu/index.html">https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/kyufu/index.html</a></p> <p>※入学前に国の高等教育の修学支援制度の第I区分(満額支援)に採用が決定し、採用候補者決定通知を給付奨学金・授業料減免の手続のため提出される場合は、③～⑤の書類は提出不要です。</p> <p>※また、本学WEBサイトにQ&amp;Aを掲載していますので、参考にしてください。</p>
6 申請窓口	学生課学生支援係 平日8:45～17:15(土日祝日除く) ※本人が窓口持参又は郵送(期限必着、レターパックライト・簡易書留等の追跡可能な方法)で提出

【申込先・問合せ先】 学生課学生支援係<滝子キャンパス3号館1階>

TEL:052-872-5042 Email:scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp